

内閣参質二一九第九五号

令和七年十二月二十六日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一 殿

参議院議員小西洋之君提出国光あやの外務副大臣による小西洋之参議院議員への質問通告に係る事実無根の誹謗中傷による名誉毀損行為に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小西洋之君提出国光あやの外務副大臣による小西洋之参議院議員への質問通告に係る事実

無根の誹謗中傷による名誉毀損行為に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「国光あやの外務副大臣による令和七年十二月六日のSNS上における小西洋之参議院議員に対する発言」は、事実誤認に基づく発言であつたと考えている。当該発言については、木原内閣官房長官及び茂木外務大臣から、国光外務副大臣に対して厳重に注意したところであり、同副大臣は、政府の一員として、引き続き、その職責を全うしていくものと考えている。